

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱事務取扱要領

平成 24 年 2 月 2 日 林第 414 号 制定
令和 7 年 3 月 24 日 林第 1051 号 一部改正

(趣旨)

- 第 1 この要領は、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱（平成 23 年 10 月 17 日林第 227 号。以下「要綱」という。）に基づく事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(認定事業体の申請及び登録)

- 第 2 認定事業体登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、要綱第 4 条の規定に基づき申請書類を所轄振興局林務課まで提出しなければならない。
- 2 所轄振興局林務課は、前項に基づき申請者から申請書類の提出があった場合、申請者が要綱第 3 条第 1 項の各号に示すいずれかに該当するかを審査し、適当と認めたものについては、林業振興課まですみやかに申請書類を提出しなければならない。
- 3 林業振興課は、前項に基づき申請書類の提出があった場合、要綱第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき、すみやかに認定事業体登録を行わなければならない。
- 登録を行うに当たっては、必要事項を和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録簿（要綱別記第 2 号様式）に記載するとともに、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録の通知書（要綱別記第 3 号様式）により所轄振興局林務課を介し申請者に通知するものとする。
- 4 県は必要であると認める場合は、要綱第 5 条第 3 項に基づき、他部局行政機関や県のホームページ等に前項の内容を公表するものとする。

(森林簿)

- 第 3 森林簿は、県内の国有林を除く民有林の森林資源に関する台帳であり、森林の面積や森林の種類など森林に関する様々な情報とともに、森林所有者等に関する個人情報も記載されている。そのため、情報提供にあたっては、その取扱いに十分注意しなければならない。
- 2 前項に示す森林簿の個人情報とは次の各号に該当するものである。
- (1) 森林所有者氏名
 - (2) 森林所有者住所
 - (3) 材積

(森林簿情報の使用目的)

- 第 4 県は、認定事業体から個人情報を含む森林簿情報の提供について申請があった場合、次の各号に掲げるいずれかの目的に限り、複製交付することができるものとし、目的外に情報の提供を行ってはならない。
- (1) 森林経営計画の作成又は作成支援のため。
 - (2) 森林経営計画を作成した者が森林施業を実施するため。
 - (3) 森林施業集約化実施のため。

(森林簿情報の提供に係る申請)

- 第 5 認定事業体は、森林簿情報の提供に係る申請を行うときは、和歌山県森林計画関係資料管理要領（令和 7 年 3 月 24 日林第 1051 号。以下「要領」という。）に基づき手続きを行うこととする。

(森林簿情報の提供範囲について)

- 第 6 林業振興課および所轄振興局林務課は、認定事業体に森林簿情報を提供する際、申請範囲を越える範囲の情報提供を行ってはならない。

申請範囲が広範囲に渡る場合は、提供可能範囲を旧市町村単位ごととし、必要以上の情報提供をすることがないようにしなければならない。

- 2 林業振興課および所轄振興局林務課は、位置図等の資料により申請範囲が明確にならない限り情報提供を行ってはならない。

(認定事業体の情報管理)

- 第7 林業振興課及び所轄振興局林務課は、情報提供を行った認定事業体から要綱第6条第2項に基づき報告があった場合はすみやかに、森林簿に関する情報と当該箇所の現況について調査を行うものとする。当該箇所の現況とは次の各号に該当するものである。

- (1) 森林所有者
- (2) 林種
- (3) 樹種
- (4) 林齢
- (5) 面積(形状)

- 2 前項の調査の結果、森林簿情報と当該箇所の現況に相違が見られた場合、林業振興課及び所轄振興局林務課は、すみやかに森林クラウドシステムにより森林簿情報の時点修正を行う。

- 3 林業振興課及び所轄振興局林務課は、要綱第6条第3項に基づき、情報提供を行った認定事業体に対し、情報管理等に関する状況について次の各号に示す調査を行うことができる。

- (1) 森林簿情報の管理責任者
- (2) 管理責任者以外の情報取扱者
- (3) 森林簿情報の使用場所
- (4) 森林簿情報の保管場所の施錠管理及び入退室管理状況
- (5) データによる提供の場合は、情報が含まれるパソコンの台数、使用している電子記録媒体の種類、セキュリティ機能設定の有無及びオンライン接続状況
- (6) 森林計画情報等の交付に係る誓約書(要領別記第3号様式)に係る事項

- 4 県は、第3の調査の結果、情報管理に不備が認められる場合、情報提供者に対し管理体制を見直すよう指導することができる。

(事業実績等の提出)

- 第8 林業振興課及び所轄振興局林務課は、要綱第8条に示す期日を過ぎても、森林簿情報を提供した認定事業体から和歌山県森林資源情報利活用認定事業体実績書(要綱別記第4号様式)の提出がない場合は、すみやかに提出するよう指導しなければならない。

- 2 所轄振興局林務課は、認定事業体から和歌山県森林資源情報利活用認定事業体実績書(要綱別記第4号様式)の提出があった場合には、すみやかに林業振興課まで報告するものとする。

(登録の取消しおよび提供情報の回収)

- 第9 県は、要綱第10条に基づき、情報提供を行った認定事業体が次の各号に示す事項に係る行為を行ったと認められる場合は、認定事業体登録を取り消すことができる。

- (1) 第4に示す目的外に情報を使用した場合
- (2) 第7第4項に示す指導に対し、情報管理体制の改善が見られない場合
- (3) 管理者の承認なしに情報の再複製を行ったり、第三者に譲渡した場合

- 2 林業振興課は、前項により認定事業体の登録を取り消す場合、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録簿(要綱別記第2号様式)から登録を抹消するとともに、所轄振興局林務課を介し、登録の取り消しを行った認定事業体にその旨を通知することとする。

- 3 林業振興課および所轄振興局林務課は、登録の取り消しを行った認定事業体に対し、情報の利用中止を指導するとともに、提供した情報の回収を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成24年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 7月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7年 4月1日から施行する。